

令和
2 年版

わたしたちの市税



2019.4.6~7 湯田温泉白狐まつり



2019.9.14 道の駅長門峡



リニューアルオープン



リニューアルオープン



2019.10.15 湯の香通り

税金に関するお知らせ

個人市・県民税

固定資産税・都市計画税

軽自動車税

市税・保険料の納め方

令和2年度市・県民税申告相談

発行／山口市総務部市民税課
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
代表 ☎083(922)4111
H P／<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>
E-mail／siminzei@city.yamaguchi.lg.jp

山口市

令和2年1月8日発行

目次

税金に関するお知らせ	3
------------------	---

個人市・県民税

個人市・県民税について	5
Q&A	8

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税について	9
土地に関すること	10
家屋に関すること	12
償却資産に関すること	13
Q&A	16

軽自動車税

軽自動車税について	17
Q&A	19

市税・保険料の納め方	20
------------------	----

令和2年度(令和元年分※)市・県民税申告相談について	22
----------------------------------	----

※令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間をいいます。

所得・課税証明書のコンビニ交付サービスについて

土日・祝日も利用できます。サービスの利用に当たっては利用者証明用電子証明書を有効に設定したマイナンバーカードが必要です。なお、証明書は最新年度・本人分のみの発行となり、世帯全員分の証明書は発行できません。

- 利用時間 6時30分～23時(年末年始とシステム等の休止日を除く)
- 手数料 1通200円
- お問い合わせ 市民税課管理担当Tel083-934-2734



市税等コールセンターについて

市では、民間業者を活用した「市税等コールセンター」を設置し、税金・保険料の納付を電話で呼び掛けています(詳しくは21ページへ)。

市やコールセンターは、銀行やコンビニエンスストアのATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。「振り込み詐欺」にはご注意ください。

税金に関するお知らせ

令和2年度(令和元年份)以降の個人市・県民税から適用される地方税制改正の主な内容をお知らせします。

ふるさと寄附金(納税)制度について

指定対象外の地方団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、個人市・県民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分(ふるさと納税ワンストップ特例制度も含む。)が対象外となります。

所得税の所得控除および個人市・県民税の基本控除は今までとおり対象となります。

※ふるさと寄附金制度の対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトを参照してください。

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

○所得税の改正内容

- ①個人が住宅の取得等(その対価の額または費用の額に含まれる消費税率等が10%である場合の住宅の取得等に限る。)をして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅ローン控除の控除期間が3年延長(改正前:10年間→改正後:13年間)されます。
- ②11年目から13年目までの各年の控除限度額は次のとおり設定されます。消費税等増税分(〔住宅取得等の対価の額または費用の額−その住宅取得等額の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等〕×2%÷3)の範囲内で3年間控除されます。ただし、住宅ローン残高が少ない場合は、現行どおり住宅ローン年末残高に応じた控除(年末残高の1%)となります。

住宅ローン控除の申告時の手続きや書類についてはお近くの税務署へお尋ねください。

○個人市・県民税の改正内容

所得税額から控除しきれない額が、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円))の範囲で個人市・県民税額から控除されます。



令和3年度(令和2年分)以降の個人市・県民税の主な改正について

令和3年度(令和2年分)から基礎控除と給与所得控除および公的年金等控除額等が改正されます。

○給与所得控除額の改正

- (1)給与収入に適用される給与所得控除額が10万円引き下げられます。なお、給与収入と公的年金等の収入の両方がある場合は、給与所得控除後の給与所得金額から最大で10万円が追加で控除されます。
- (2)給与の収入金額が850万円を超える場合、控除額の上限が195万円になります。ただし、本人が特別障害者に該当する場合、または23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する場合は負担増にならないような措置が講じられます。

○公的年金等控除額の改正

- (1)公的年金等の収入に適用される公的年金等控除額が10万円引き下げられます。
- (2)公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額の上限が195万5千円になります。
- (3)公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は10万円が、2,000万円を超える場合は20万円が、それぞれ上記(1)および(2)の控除額から引き下げられます。

○その他の改正

要件等			改正後	改正前
扶養親族の要件	同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額		48万円以下	38万円以下
	配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額		48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
課税限度額要件	障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置の合計所得金額		135万円以下	125万円以下
	均等割の非課税限度額の合計所得金額	(扶養親族がある方)	32万円×(本人+扶養人数)+29万円	32万円×(本人+扶養人数)+19万円
		(扶養親族がない方)	42万円	32万円
	所得割の非課税限度額の総所得金額等(均等割のみ課税される方)	(扶養親族がある方)	35万円×(本人+扶養人数)+42万円	35万円×(本人+扶養人数)+32万円
		(扶養親族がない方)	45万円	35万円

○基礎控除の改正

- ・合計所得金額が2,400万円以下の場合の基礎控除額が10万円引き上げられ、48万円になります。
- ・合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が段階的に引き下げられ、合計所得金額が2,500万円を超えると、基礎控除の適用がなくなります。

○調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超えると、調整控除の適用がなくなります。

個人市・県民税

個人市・県民税(=個人住民税)について

個人市・県民税(以下「市・県民税」という。)は、福祉や医療、教育、道路・公園の整備など、まちづくりに必要な地域社会の費用をできるだけ多くの住民のみなさんに分担してもらう性格を持つ税金です。

⇒前年の所得等に応じて課税されます

令和2年度の市・県民税は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の所得、控除等を基に計算されます。

※なお、現在納めていただいている令和元年度(平成31年度)の市・県民税は、平成30年1月1日から12月31日までの1年間の所得、控除等を基に計算されたものです。

⇒1月1日現在の住所地の市区町村で課税されます

1月2日以降に他の市区町村に転出した場合でも、1月1日現在居住していた市区町村に全て納付していただくことになります。その年度中は転入先の市区町村から課税されることはありません。ただし、市区町村に事業所や住居がある場合は均等割が課税される場合があります。

⇒「所得割」と「均等割」があります

市・県民税は次の2つを合算して納めていただきます。

均等割:一定以上の所得がある方に定額が課税されます。

年税額:5,500円(市民税3,500円+県民税2,000円)※山口市の場合

所得割:所得に応じて課税されます。

(前年の総所得金額-所得控除額)×10%-税額控除額

※なお、土地・建物・株式の譲渡などは別の税率で課税されます(分離課税)。

⇒収入と所得の違い

「収入」とは、給与や賞与または公的年金などの年間の合計収入です。その収入から「必要経費」や「給与所得控除」、「公的年金等控除」を除いた後の金額を「所得」といいます。

例えば、サラリーマンの方が年末に事業所から受け取られる源泉徴収票であれば、下図Aが収入、Bが所得となります。

源泉徴収票のイメージ。給与所得控除後の金額欄にAとBが記入されている。Aは収入、Bは所得を示す。

(源泉徴収票)

申告について

⇒税務署から確定申告が不要といわれた方でも、市・県民税の申告が必要な場合があります

申告が必要か否かの判定は、24ページのフローチャートで確認できます!

所得税については、申告不要制度が設けられており、①「1ヵ所からの年末調整済みの給与のみで給与所得以外の所得が20万円以下の方」または②「公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方」に該当する方は確定申告をする必要がありませんが、市・県民税については、申告が必要な場合がありますのでご注意ください。また、確定申告が不要な場合でも、源泉徴収票に記載されていない所得控除(社会保険料控除(※)・生命保険料控除・医療費控除・扶養控除等)を追加で受ける場合は市・県民税の申告が必要です。

※社会保険料のうち、公的年金から引き去りされていないもの(国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料の普通徴収分など)。

公的年金収入のみの方は…

公的年金等支払報告書が各年金保険者から市へ提出されるため、本来であれば市・県民税の申告は必要ありませんが、公的年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を追加で受ける場合は市・県民税の申告が必要です。

⇒収入の無い方の申告について

市・県民税の申告書は、様々な申請の際に添付が求められる所得・課税証明書の資料となるほか、国民健康保険等に参加している方や福祉医療助成制度を受給している方の保険料の軽減や医療費の負担割合の判定資料として使われます。収入が無く市・県民税が課税されない方であっても、申告をしていただくようお願いしています。また、他の市区町村で課税されている方の扶養控除に該当している場合でも申告していただくようお願いします。

⇒個人年金や生命保険の満期等による一時金も申告が必要です

◆個人年金

生命保険の契約に基づく個人年金は、「雑所得」になります。

【計算方法】

受け取った個人年金額－掛け金相当額＝雑所得

◆一時金

契約者本人が受取人となっている生命保険の満期保険金や解約返戻金等は、「一時所得」となります。

【計算方法】

受け取った保険金額－掛け金相当額－50万円＝一時所得

なお、一時所得はその所得金額の1/2の金額が課税対象となります。

所得控除について

税額を計算する際に、納税者に配偶者や扶養親族があるか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

例：配偶者控除、扶養控除、医療費控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除 等

⇒配偶者控除

納税義務者と生計が同一の妻または夫で、前年の合計所得金額が38万円以下である者を同一生計配偶者といい、同一生計配偶者のうち前年の合計所得金額が1000万円以下の納税義務者の配偶者のことを控除対象配偶者といいます。

控除対象配偶者を扶養することで、配偶者控除の適用を受けることができます。

※妻または夫の前年の合計所得が38万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることができます。その控除額は納税義務者および配偶者の所得によって段階的に減少します。なお、夫婦で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

⇒医療費控除

◆医療費控除の対象となる医療費

以下の要件を全て満たす医療費が医療費控除の対象となります。なお、申告の際には、医療等を受けられた方、利用された病院・薬局ごとに支払い金額を事前に集計してください。

- (1)ご自身や生計が同一の家族の医療費であること
- (2)原則として、医師が治療に必要と判断したものについての医療費であること
- (3)その年中に支払った医療費であること
治療が12月中に終わった場合であっても、医療費の支払いが1月になった場合は、その翌年の医療費控除の対象となります。

【医療費控除の計算方法】

医療費控除額＝支払医療費－保険金等で補填される額－（10万円 または 総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額）

⇒障害者控除、寡婦・寡夫控除

障がい者、寡婦・寡夫の方は申告をされると、それぞれ障害者控除や寡婦・寡夫控除が適用され、所得から一定額が控除されるほか、合計所得金額が125万円以下（給与収入のみの場合、収入に換算すると204万4千円未満）の方は、市・県民税が非課税となりますので、忘れずに申告をしましょう。

◆障害者控除について

前年の12月31日の現況において、以下の要件を満たす方が対象となります。

- *身体障害者手帳(1～6級)をお持ちの方
- *精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方
- *療育手帳(AまたはB)をお持ちの方
- *戦傷病者手帳をお持ちの方
- *寝たきりで複雑な介護が必要な方(市が発行する証明書が必要です)
- ※上記に当てはまらない方でも該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆寡婦・寡夫控除について

前年の12月31日の現況において、夫(または妻)と死別あるいは離婚した後、再婚していない方で、下図の条件に該当される方が対象となります。

⇒社会保険・生命保険・地震保険料控除

各種健康保険や介護保険、国民年金等に加入されている方は、支払った保険料を社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

また、生命保険や地震保険に加入されている方も生命保険料、地震保険料等を申告することで所得控除として差し引くことができます。

これらの保険料は、申告をされないと、市・県民税の所得控除として適用されませんので、忘れずに申告しましょう。

ご家族の保険料をお支払いされた場合も、申告により、お支払いされた方の所得控除として適用することができます。ただし、公的年金や給与から引き去りされた社会保険料や、年末調整で適用した各種保険料は、ご本人以外の所得控除として申告することができませんのでご注意ください。

申告会場で申告される方は 以下のものをご持参ください。

- *身元確認書類、マイナンバーカード(通知カード)、印鑑
- *前年中の収入が分かるもの(源泉徴収票または収支内訳書など)、控除の計算に必要なもの(証明書、領収書)など
- *その他申告に必要な書類、帳簿など
- *申告を代理の方がされる場合は代理の方の身分証明(必要に応じて委任状)もご持参ください。



納付額証明書の発行

申告には、支払額の確認できる領収書や納付額証明書が必要です。

社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。

国民健康保険納付額証明

……………令和元年 10 月 28 日発送

介護保険納付額証明

……………令和2年 1 月 21 日発送予定

後期高齢者医療保険納付額証明

……………令和2年 1 月 21 日発送予定

●寡婦・寡夫控除の条件とは

女性の場合		男性の場合	
寡 婦		寡 夫	
死別した方	離婚した方	死別または離婚した方	死別または離婚した方
 本人の合計所得金額が500万円以下 または 生計を一にする子供 ^(※1) か扶養親族がいる	 生計を一にする子供 ^(※1) か扶養親族がいる	 扶養親族である子供がいる かつ 本人の合計所得金額が500万円以下	 生計を一にする子供 ^(※1) がいる かつ 本人の合計所得金額が500万円以下
控除額 ^{※2} 26万円(27万円)		30万円(35万円)	

(※1) 総所得金額等が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。

(※2) () 内は、所得税の控除額です。

Q&A(個人市・県民税)

Q¹ 亡くなられた方の市・県民税について

私の夫は令和元年11月に亡くなりましたが、夫の市・県民税はどうなりますか？

A¹ 市・県民税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に住んでいる方に対して、前年の所得に基づいて課税されますので、令和元年(平成31年)中に亡くなられた場合、令和2年度以降の市・県民税は課税されません。

なお、令和元年(平成31年)度の市・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人の方に承継されます。

Q² 「課税・非課税の基準」と「扶養控除の適用基準」について

私はパート収入(100万円)で、夫の勤務先の年末調整で配偶者控除が適用されていますが、市・県民税の納税通知書が届きました。なぜですか？

A² 市・県民税においては、課税と配偶者控除および扶養控除の基準は異なります。そのため、扶養されている方であっても、市・県民税が課税される場合があります(下例参照)。

(1) 課税・非課税の基準について

【判定基準】前年の合計所得金額により判定
 $32\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数} \times 1) + 19\text{万円} \times 2$

※1 年少扶養(16歳未満の扶養親族)も扶養人数に含みます。

※2 扶養人数が0人の場合、19万円の加算額はありせん。

◎扶養している親族のいない障がい者、未成年者、寡婦・寡夫の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合には非課税となります。
 給与収入のみの方の場合、97万円(所得が32万円)以下の方が非課税となります。

課税・非課税の基準

給与収入	市・県民税	所得税
97万円以下	非課税	非課税
97万円超～103万円以下	課税	非課税
103万円超	課税	課税

※所得税は、給与収入が103万円(所得が38万円)以下の方が非課税となります。

(2) 扶養の基準について

給与収入のみの場合、103万円(所得が38万円)以下の方が扶養親族の対象となります。

→扶養親族の要件とは(所得要件以外)

・配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族であること。

・生計を共にし、同居している。もしくは、勤務、修学上等の都合で別居しているが、生活費、学資金等の送金が常にある。

※扶養控除(年少扶養も含む)を他の方と重複して適用を受けることはできませんのでご注意ください。

Q³ 公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収(引き去り)されているのに、市・県民税の納付書が届きました。なぜですか？

A³ 公的年金から引き去りされるのは、公的年金所得に対して計算した市・県民税です。公的年金以外の所得(給与・農業・不動産など)がある場合、これに係る市・県民税は、給与からの特別徴収(給与所得がある方で給与からの引き去りの対象者のみ)または普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくことになります。

また、前年度の下半期(10・12・2月)に公的年金からの特別徴収をされていない方、または前年度の途中で転入された方についても、上半期(6・8月)は普通徴収で納めていただくことになります。

例1) *Q2のケース 給与収入100万円、扶養親族0人の場合

①所得の算出

(収入) 100万円 - (給与所得控除額) *65万円 = (給与所得) 35万円
 *収入額により変動。収入額が65万1千円～161万9千円未満の場合

②基準額との比較

A 課税・非課税について

(給与所得) 35万円 > (非課税基準) 32万円 ⇒ 課税

B 扶養について

(給与所得) 35万円 < (扶養基準) 38万円 ⇒ 扶養対象

例2) *給与収入120万円、扶養親族1人の場合

①所得の算出

(収入) 120万円 - (給与所得控除額) *65万円 = (給与所得) 55万円
 *収入額により変動。収入額が65万1千円～161万9千円未満の場合

②基準額との比較

A 課税・非課税について

(給与所得) 55万円 < (非課税基準) 83万円 ⇒ 非課税
 *83万円 = 32万円 × 2人(1 + 扶養1人) + 19万円

B 扶養について

(給与所得) 55万円 > (扶養基準) 38万円 ⇒ 扶養対象外

固定資産税・都市計画税

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」という。)に土地・家屋・償却資産を所有する方に、固定資産の価格を基に算定した税額を、固定資産が所在する市町村に納めていただく税金です。

■固定資産税を納める方(納税義務者)

「登記簿」「課税台帳」等に賦課期日に所有者として登録されている方が固定資産税を納める「納税義務者」となります。ただし、納税義務者が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在に現に所有(相続)している方が新しい納税義務者となります。

■固定資産税の免税点

固定資産税には免税点(課税が免除される金額)制度が設けられています。詳しくは下の表の「免税点」の欄をご覧ください。

■固定資産税の減免

納税者や課税対象となるものに次のような特別の事情があるときには、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

- ・生活保護を受給している方が所有する固定資産
- ・公共の用に供している固定資産
- ・災害により著しく価値を減じた固定資産
- ・その他

都市計画税とは

都市計画税は、国や県から認可を受けた都市計画事業の財源として、都市計画区域内の土地・家屋に対し課税される目的税で、固定資産税と一緒に納めていただきます。



税の種別	固定資産税	都市計画税
課税対象	土地・家屋・償却資産	土地・家屋
納税義務者	毎年1月1日現在に所有者として下記に登録または登録されている方 土地：登記簿または土地補充課税台帳 家屋：登記簿または家屋補充課税台帳 償却資産：償却資産台帳	毎年1月1日現在で、都市計画区域内に所在する土地および家屋を所有している方
課税標準	原則として、固定資産課税台帳に登録された不動産の価格 (住宅用地等の特例措置が適用された等の場合は、課税台帳価格よりも低くなります。)	
税率	1.4%	0.25% (都市計画用途区域内) 0.15% (都市計画用途区域外)
税額の計算方法	課税標準額 × 税率 = 税額	
免税点	市内で同一の方が所有する固定資産税の課税標準額の合計が、次に掲げる額未満の場合には、固定資産税は課税されません。 土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円	固定資産税が免税点未満のものは、都市計画税は課税されません。

固定資産税・都市計画税(土地)

土地の評価は固定資産評価基準によって、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により行います。その評価は3年に1度見直されます。

●地目(土地の用途)

地目は、宅地、田及び畑(併せて農地といいます。)、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目によります。

●地積(土地の面積)

地積は、原則として土地登記簿に登録されている地積によります。

●価格(評価額)

価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。特に宅地の評価は地価公示価格等の7割を目途に評価を行います。

●路線価等の公開

納税者に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。また、標準宅地の所在についても公開されています。

<標準宅地について>

標準宅地とは、市町村内の地域ごとに、その主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。

<路線価について>

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価額等を基にして求められ、その他の街路については、この主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。宅地の評価額は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて求められます。

●負担調整措置

地価の急激な上昇や補正の見直し等による税負担の大幅な増加を抑えるための調整措置をとっています。毎年度なだらかに課税標準額が上昇するため、評価額が変わらなくても税額が上昇する場合があります。

●住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

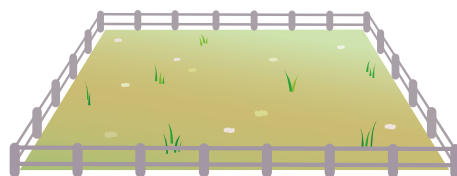
<住宅用地の範囲>

住宅用地には次の二つがあります。

- 1 専用住宅(専ら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地…その土地の全部(家屋の延床面積の10倍まで)
- 2 併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地…その土地の面積(家屋の延床面積の10倍まで)に一定の率(下表参照)を乗じて得た面積に相当する土地

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地面積に次の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上 4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1



<住宅用地の軽減措置>

1 小規模住宅用地

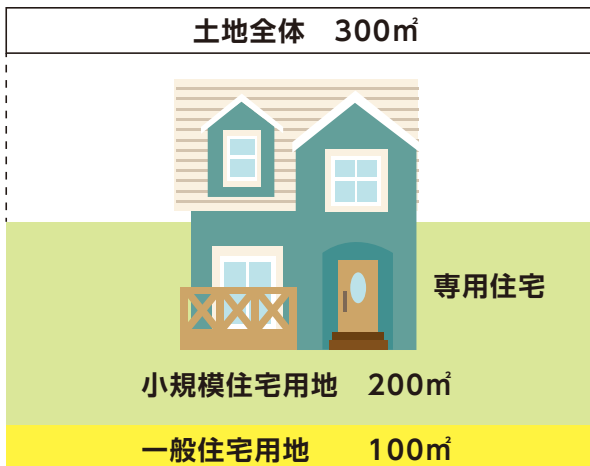
200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分)を小規模住宅用地といいます。小規模住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の6分の1、都市計画税については価格の3分の1とする特例措置があります。

2 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地(一戸建て住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の3分の1、都市計画税については価格の3分の2とする特例措置があります。

●住宅用地の課税標準の特例措置

特例措置の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (1戸につき200㎡まで)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (小規模住宅用地を除く住宅用地)	3分の1	3分の2



なるほど。
家を壊すと、その敷地で
あった土地の税額が上がる
というのは、住宅用地でな
くなり、軽減措置が受けら
れなくなるためですね。

●空家等対策の推進に関する特別措置法による住宅用地の特例の除外

適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の面から地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、問題となっています。

生活環境の保全や空き家等の活用を図ることを目的として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月に改正地方税法が施行されています。

法律に基づき特定空家等として勧告を受けた場合、当該空き家の敷地の用に供されている土地については、固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対象から除外されます。

【特定空家等とは…】

- 1.倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 2.著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 3.適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- 4.その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



※固定資産税の賦課期日は1月1日であるため、勧告をされた年の固定資産税については変更ありません。

問い合わせ先

・特定空家等の認定についてのこと

生活安全課 空家対策室(山口総合支所3階)

☎083-934-2915 FAX083-934-2644

・土地の固定資産税についてのこと

北部地域

資産税課土地担当(山口総合支所2階)

☎083-934-2737 FAX083-933-1083

南部地域

資産税課家屋土地第一担当(小郡総合支所1階)

☎083-973-2415 FAX083-973-2586

徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当(阿東総合支所1階)

☎083-956-0798 FAX083-957-0821

固定資産税・都市計画税(家屋)

●家屋の固定資産税について

▶課税の対象となる家屋

固定資産税の課税の対象となる家屋は、以下の3つの要件を満たすものです。

- ①屋根があり、3方以上壁に囲われているもの
- ②土地に定着しているもの
- ③建物の本来の目的として、使えるもの

▶課税標準額

家屋の課税標準額は、固定資産評価基準によって評価した、「評価額」です。よって、固定資産税における家屋の「評価額」は、実際の建築費や取得額とは異なります。

▶課税対象面積

家屋の課税対象面積は現況床面積(延床面積)になりますので、登記床面積と異なる場合もあります。マンションなどについては、共用部分の面積が加算されます。

●家屋の評価

①新築・増築の家屋の場合

実際に現地で家屋を調査させていただき、評価額を算出します。

評価額＝再建築価格 × 経年減点補正率

☞再建築価格とは

評価の対象となる家屋と同じものを、評価の時点において同じ場所に新築することとした場合に、必要とされる経費(建築資材費等)を固定資産評価基準により算出したものです。

☞経年減点補正率とは

家屋建築後の年数経過によって生じる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

②新築・増築家屋以外の家屋(在来分家屋)の場合

3年に1度、評価替えをおこないます。建築資材費等の価格の変動と建築後の年数の経過による損耗を考慮し、国が一律に示す係数を掛け合わせるにより評価額を見直します。ただし、その価額が前年度の価額を超える場合は前年度の価額に据え置かれます。

●新築住宅に対する固定資産税の減額措置

次の要件を満たす住宅については、新築後の一定期間、居住部分の120㎡分までの固定資産税額の2分の1が減額されます。(都市計画税は減額されません。)

▶適用対象(要件)

- ・居住用の住宅(店舗等との併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上)であること。
- ・床面積が、50㎡(一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下であること。

▶減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された家屋のうち居住部分だけであり、併用住宅における店舗部分などは減額の対象とはなりません。なお、居住部分の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

▶減額される期間

- ・一般の住宅
新築後3年度分(※5年度分)
- ・3階建以上の中高層耐火住宅等
新築後5年度分(※7年度分)

※(長期優良住宅の認定を受け新築された住宅)
長期優良住宅の認定要件や手続きに関しては、市開発指導課(083-934-2847)にご確認ください。

●その他の減額措置

家屋の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修に伴う工事を行った場合、それぞれの一定要件を満たした家屋について、固定資産税額が減額される制度があります。(都市計画税は減額されません。)

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

北部地域

資産税課家屋担当

☎083-934-2736 FAX083-933-1083

南部地域

資産税課家屋土地第一担当

☎083-973-2415 FAX083-973-2586

徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当

☎083-956-0798 FAX083-957-2821

償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか?

**令和2年度申告は
1月31日(金)までです**

償却資産の所有者は地方税法383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有している償却資産について、資産所在地の市町村長に申告することとなっています。

市内に償却資産を所有されている方、特に新しく事業を始められた方は忘れずに申告書を提出してください。

●償却資産とは

申告の対象となる償却資産とは、店舗・事業所を開業している方、何らかの事業を行っている方が事業のために用いる、取得価額が10万円以上の機械・器具・備品などです。家屋として評価していない内装工事、改良工事も含みます。

※取得価額が10万円未満の資産であっても、個別に償却している資産は申告の対象となります。

▶償却資産の例

- 飲食店…厨房設備、レジスター 等
- 小売店…商品陳列ケース、自動販売機 等
- 理容・美容業…理容・美容椅子、洗面設備 等

●償却資産の種類

	資産の種類	品 名
第1種	構築物	門、塀、広告塔、路面舗装(駐車場舗装等)、屋外排水溝、緑化施設 等
第2種	機械および装置	建設機械、印刷機械、医療用機器 等
第3種	船舶	漁船、貨物船、遊覧船、客船 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両および運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車 その他運搬車※
第6種	工具、器具および備品	事務机、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、パソコン、レジスター 等

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。

●償却資産の評価額について

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

①前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

②前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※①②により求めた額が(取得価額×5/100)よりも小さい場合は、(取得価額×5/100)により求めた額を評価額とします。

▶取得価額

原則として国税の取り扱いと同様です。

▶減価率

耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

●課税標準額について

毎年1月1日現在の償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、特例の適用がある場合は評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

申告受付場所

- 資産税課家屋担当(山口総合支所2階)
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
- 資産税課家屋土地第一担当(小郡総合支所1階)
〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1
- 資産税課家屋土地第二担当(阿東総合支所1階)
〒759-1512 山口市阿東徳佐中3417番地2

※郵送の場合は、
資産税課家屋担当(山口総合支所内)へ
ご提出ください。

問い合わせ先

- 資産税課家屋担当(山口総合支所2階)
☎083-934-2736 FAX083-933-1083

固定資産税の縦覧閲覧制度

縦覧制度とは

縦覧制度とは、固定資産税が課税されているご自身の資産について、評価が適正であるかどうかを判断するため、定められた期間内に山口市内の他の資産の価格と比較できる帳簿を、無料でご覧いただける制度です。ただし、土地を所有する方は土地のみ、家屋を所有する方は家屋のみの帳簿をご覧になれます。また、償却資産は縦覧制度の対象外です。

閲覧制度とは

閲覧制度とは、納税義務者等がご自身の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。また、借地人・借家人も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

なお、毎年4月にお送りしています納税通知書3ページ目以降の「課税明細書」にも、課税台帳に登録されたものと同じ内容を掲載していますので、ご確認ください。

制度の名称	縦覧制度	閲覧制度
制度を利用できる方	1.山口市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または同一世帯の親族 2.代理人	1.固定資産税の納税義務者または同一世帯の親族 2.納税管理人 3.代理人 4.借地借家人(賃貸借契約者) 5.権利関係人(所有権取得者、処分権保持者等)
ご覧いただける内容	(土地)課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格 (家屋)課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格	○上記1～3の方 対象となる納税義務に係る固定資産課税台帳 ○上記4～5の方 対象となる権利の目的である固定資産課税台帳
受け付け時に必要なもの	○納税者本人、同一世帯の親族が縦覧するとき 本人確認のできる身分証明書(運転免許証等) ○代理人が縦覧するとき 納税者からの委任状、本人確認のできる身分証明書	○納税義務者、同一世帯の親族、納税管理人が閲覧するとき 本人確認のできる身分証明書(運転免許証等) ○代理人が閲覧するとき 納税義務者からの委任状、本人確認のできる身分証明書 ○借地借家人が閲覧するとき 賃借関係を証明する書類、本人確認のできる身分証明書 ○1月2日以降に権利関係人になった方が閲覧するとき 登記事項証明書または売買契約書、本人確認のできる身分証明書
実施日	毎年4月1日から第1納期限までの開庁日(土・日曜日、休日を除く)	毎年4月1日から翌年3月末日までの開庁日(土・日曜日、休日を除く)
実施場所	山口、小郡、阿東総合支所の特設会場 ※令和2年度から上記3箇所で実施します。	○山口総合支所市民税課管理担当(ただし、縦覧期間中は特設会場で受付) ○小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所の総合サービス課
手数料	無料	200円(1名義/1年度) ただし、縦覧期間中は無料。



固定資産税の課税内容に疑問があるときは

まずはご相談ください

課税されている固定資産税の税額、各資産の評価内容等について疑問やご不明な点がございましたら、まずは下記の問い合わせ先にご相談ください。課税内容についてご説明を差し上げ、必要に応じて現地を再度調査させていただきます。ご遠慮なくお申し出ください。

資産を所有される皆さんからのお問い合わせが適切な調査のきっかけになりますので、お持ちの資産の利用状況が変わった場合などは、ぜひお知らせください。より適正な課税のため、ご協力をお願いいたします。

それでも納得できないときは

お問い合わせにより再調査をさせていただき、十分な説明を差し上げた上で、それでも納得できない場合のために、「不服申立て制度」が設けられています。

不服申立て制度には、不服の内容に応じて下の表のとおり2通りの種類がございます。

このうち、土地や家屋の価格について不服がある場合に行うことのできる「審査申出」は、新たに課税台帳に価格が登録された場合、または価格に修正が加えられた場合に提出できます。

なお、不服申立ては、対象となる固定資産の納税義務者またはその代理人が行うことができます。各手続きの詳細については、下記の受付場所へお問い合わせください。

制度の名称	審査申出	審査請求
不 服 内 容	固定資産課税台帳に登録された価格についての不服	左欄以外の事項の賦課決定処分についての不服
申 立 期 間	公示日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
申 立 方 法	審査申出書の提出	審査請求書の提出
受 付 場 所	総務課文書担当(山口総合支所2階) ☎083-934-2724	資産税課(山口総合支所2階) ☎083-934-2930
申 立 先	固定資産評価審査委員会	市長

問い合わせ先

北部地域

(大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳)
資産税課家屋担当 ☎083-934-2736
資産税課土地担当 ☎083-934-2737 FAX083-933-1083

南部地域

(小郡、秋穂、阿知須、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山)
資産税課家屋土地第一担当 ☎083-973-2415 FAX083-973-2586

徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当 ☎083-956-0798 FAX083-957-0821

固定資産税に関するQ&A

Q¹ 家屋を取り壊すと

家屋を平成31年4月に取り壊し、更地にしたのですが平成31年度(令和元年度)の固定資産税は減額されますか？

A¹ 固定資産税はその年の1月1日の状況で税金をお願いするため、平成31年度(令和元年度)の固定資産税を減額することはできません。なお、令和2年度からは下記のとおり変更となります。

●土地

家屋(住宅)を取り壊し更地にすると、住宅用地の特例措置がなくなるため、令和2年度から土地の固定資産税が上がります。その他状況が変われば税額に影響がでけますので、詳しくは資産税課までお問い合わせください。

●家屋

令和2年1月1日には家屋が存在しないため、令和2年度から固定資産税はかかりません。家屋を取り壊した際はその旨のご連絡をお願いします。

Q² 農地転用の許可を受けると

家を建てるために農地転用をした後もそのまま耕作しています。税金はどうなりますか？

A² 宅地並の課税をしています。宅地等に転用する申請(農地法4・5条)を許可された農地は、外見上農地としての形態をとどめていても、実質的には宅地等としての潜在的価値を有していると考えられるため、宅地並の課税となります。

Q³ 課税対象となる建物について

倉庫・物置は課税対象になりますか？

A³ 基本的には課税対象となりますが、ホームセンター等で販売されている倉庫・物置を、ブロックや直接土地の上に固定せずに設置している場合は、家屋の課税要件の「土地に定着しているもの」を満たさないため、課税対象外になります。ただし、同じ倉庫・物置であっても、コンクリート基礎等が施工されている場合は、土地に定着しているため、課税対象となります。

Q⁴ 家屋を増築するときについて

家屋を増築しようと思います、固定資産税について何か手続きは必要ですか？

A⁴ 固定資産税についての手続きは必要ありませんが、翌年度から固定資産税をお願いするために現地調査をさせていただく必要がありますので、工事が完了しましたらご連絡をお願いします。

Q⁵ 納税通知書をなくした時について

納税通知書をなくしました。自身の資産の確認をしたいので、再発行してほしいのですが…

A⁵ 納税通知書は、再発行できません。資産の確認については、名寄帳や課税証明書等でご確認いただけます。山口総合支所市民税課証明発行窓口または各総合支所総合サービス課の窓口でご請求ください。

Q⁶ 納税通知書が届かないときは

今年から納税通知書が届かないのですが…。

A⁶ 可能性のひとつとして、免税点未満となり課税されなくなったことが考えられます。(9ページ参照)逆のケースで、免税点以上になれば課税対象となり、納税通知書が届くようになります。納税通知書が届くかどうかは、免税点未満か否かに限りませんので、資産税課までお問い合わせください。

Q⁷ 納税通知書の送付先について

私は単身赴任で県外にいますが、私が所有する土地・家屋で妻子が生活しています。固定資産税の納税通知書を市内の妻に直接届けてもらうには、どうすればいいですか？

A⁷ 納税管理人という制度があります。土地・家屋の所有者はそのまま、納税通知書の送付先を納税管理人になられた方にする制度です。ただし、納税義務者が市外に居住していることが納税管理人設定の条件です。

軽自動車税

令和元年10月1日から現行の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変わりました。

原動機付自転車および二輪車等の軽自動車税(種別割) 税率

車 種		税率(年税額)	
原 動 機 付 自 転 車	第一種 50cc以下(0.6kw以下) ※ミニカーを除く	2,000円	白 ⁰⁰
	第二種乙 90cc以下(0.8 kw以下)	2,000円	黄 ⁰⁰
	第二種甲 125cc以下(1.0 kw以下)	2,400円	桃 ⁰⁰
	ミニカー 三輪以上で20cc超～50cc以下 (0.25kw 超～0.6kw以下)	3,700円	水色 ⁰⁰
軽 二 輪	125cc超～250cc以下	3,600円	白 ⁰⁰
小 型 二 輪	250cc超	6,000円	白 ⁰⁰
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円	緑 ⁰⁰
	その他	5,900円	

三輪、四輪の軽自動車の軽自動車税(種別割) 税率

新車新規登録の時期により、適用される税率が異なります。

※「新車新規登録」年月については、車検証の「初度検査年月」をご確認ください。(次ページ見本参照)

車 種		税率(年税額)		
		①平成27年3月31日 までに新車新規登録	②平成27年4月1日 以後に新車新規登録	③登録後13年超 (重課税率)
軽自動車	三輪 50cc超～660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用 (営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪乗用 (自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物 (営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
	四輪貨物 (自家用)	4,000円	5,000円	6,000円

◆新車新規登録から13年経過した車両については③重課税率が適用されます。

(ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・
ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。)

※令和2年度以降、新たに重課税率となる年度は下表のとおりです。

新車新規登録年月	重課税率となる年度
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度
平成20年4月～平成21年3月	令和4年度
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度



車検証見本

番号 〇〇〇〇〇	平成30年×月×日		軽自動車検査協会	
み ほ ん	自動車検査証			
車 台 番 号 山口580か××××	交付年月日 平成30年×月×日	初度検査年月 平成27年×月	自動車の種別 軽自動車	この初度検査年月が、 「新車新規登録」年月 となります。
車 台 番 号 ×××××-××××××	乗車定員 4人	最大積載量 - kg	車両重量 700 kg	車体の形状 箱型
車 名 〇〇〇	型式 ××-×××	原動機の型式 〇〇	燃料の種類 ガソリン	車台総重量 900 kg
使用 者 氏名又は名称 山口 太郎	住所 山口県山口市亀山町2番1号	前軸重 400 kg	後軸重 300 kg	長さ 330 cm
所有 者 氏名又は名称 使用者に同じ	住所 使用者住所に同じ	幅 140 cm	高さ 150 cm	型式指定番号 ××××
				種別区分番号 ××××

◆グリーン化特例(軽課)が適用されます。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新車新規登録した車両のうち、一定の環境性能を有するものについて、令和2年度分の税率が軽減されます。対象および税率は下表のとおりです。

(グリーン化特例(軽課)は車両につき一度の適用であるため、令和元年度に軽減された車両は令和2年度は通常の税率となります。)

車 種			軽減後の税率(年税額)		
			①税率を概ね 75%軽減	②税率を概ね 50%軽減	③税率を概ね 25%軽減
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗 用	営 業 用	1,800円	3,500円	5,200円
		自 家 用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物 用	営 業 用	1,000円	1,900円	2,900円
		自 家 用	1,300円	2,500円	3,800円

① 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減)

② 乗 用：平成30年排出ガス基準 50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ 2020 年度燃費基準+30%達成車
貨物用：平成30年排出ガス基準 50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ 2015 年度燃費基準+35%達成車

③ 乗 用：平成30年排出ガス基準 50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ 2020 年度燃費基準+10%達成車
貨物用：平成30年排出ガス基準 50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ 2015 年度燃費基準+15%達成車

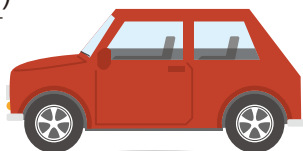
※②、③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限りです。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。〈作成時点(令和元年11月)の最新情報です。〉

軽自動車を廃車(スクラップ等)、または譲渡した場合は、早めに手続きをしてください。

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。

なお、4月2日以降に変更手続き(廃車、譲渡)をした場合には、その年度の税金を全額納めていただくことになりますのでご注意ください。(普通自動車のような月割での還付制度はありません。)



車 種	登録変更の手続き場所
原動機付自転車 (125cc以下)	各総合支所、各地域交流センター(次は除く。大府、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)および各分館、大海総合センター ☎083-934-2734 (山口総合支所 市民税課)
小型特殊自動車 (農耕作業用・その他)	
軽自動車 (二輪125cc超~250cc以下)	中国運輸局 山口運輸支局 山口市宝町1番8号 ☎050-5540-2073
二輪の小型自動車 (250cc超)	
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 山口事務所 山口市葵一丁目5番57号 ☎050-3816-3085

軽自動車税(種別割)に関するQ&A

Q¹ 農耕作業用の小型特殊自動車(トラクター等)のナンバープレートについて

農耕作業用のトラクターを所有しています。公道走行しないトラクターでも、ナンバープレートをつけないといけませんか？

A¹ 公道走行の有無にかかわらずナンバープレートをつける必要があります。車両を所有していることに基づいて課税されますので、課税のための申告をしてナンバープレートをつけてください。

Q² 乗らない原動機付自転車(原付)のナンバープレートの返却について

原付を所有していますが、しばらく乗らないのでナンバープレートの返却をしたいのですが？

A² ナンバープレートの返却手続きができるのは、原則、車両を手放す場合(誰かに譲る、廃棄する等)となりますので、乗らないからとの理由では廃車は受け付けていません。車両を所有している限り課税されます。

Q³ 他の市区町村に転出する場合

山口市から転出することになりました。山口市のナンバープレートの付いた原付を所有していますが、そのまま転出先で使用してもいいでしょうか？

A³ 原付には主たる定置場のある市区町村のナンバープレートを付ける必要があります。転出する場合は、「山口市」のナンバープレートを返却し、転出先の市区町村で交付(登録)を受けてください。なお、返却手続きは、転出先の市区町村窓口でも可能です。

※原動機付自転車と小型特殊自動車以外については登録変更の手続き場所が異なります。(18ページ参照)



問い合わせ先

市民税課管理担当(山口総合支所1階)
☎083-934-2734 FAX083-933-1083

令和2年度軽自動車税(種別割)の減免申請について

心身に障がいのある方、または心身に障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合には、申請により税金が減免されることがあります。

▶ 手続きに必要な書類等

- ・身体障害者手帳または療育手帳等
- ・運転者の運転免許証
- ・車検のある車両については車検証
- ・令和2年度納税通知書
- ・印鑑(心身に障がいのある方と軽自動車等の所有者および運転者が別世帯の場合は、それぞれの方の印鑑も必要)
- ・届出者の身分証明書
- ・納税義務者のマイナンバーカードもしくは通知カード 等

▶ 申請期間(新規に減免を受けられる方)

令和2年5月上旬(納税通知書到着後)から
令和2年6月1日(納期限)まで

▶ 令和元年度に減免を受けられた方

令和2年度も申請内容に変更がなく、引き続き減免を希望される方につきましては、『現況報告書』を提出いただくことで、申請手続きに替えることができます。
『現況報告書』は、令和2年2月ごろに該当者に郵送いたします。

※減免は、障がいのある方一人につき1台に限られます。すでに普通自動車、軽自動車等で減免を受けている方は申請できません。

※障がいの内容により、対象とはならない場合がございますので、詳しくはお問い合わせください。

市税・保険料の納め方

口座振替

口座振替をご利用いただくと、自動的に預(貯)金口座から納期の末日に振り替えられます。納期のたびに金融機関等へ出向く必要がなく、納め忘れありません。

★お申し込み方法

口座振替依頼書にご記入・押印のうえ、預(貯)金口座のある取扱金融機関(下記参照)または山口市役所収納課窓口にご提出ください。
(口座振替依頼書は市内の取扱金融機関に置いてあります)

取扱金融機関			
山口銀行	みずほ銀行	北九州銀行	もみじ銀行
西京銀行	秋山信用金庫	西中国信用金庫	中国労働金庫
信用組合 広島商銀	山口県 農業協同組合	山口県漁業協同組合 (大海・吉佐各支店)	
ゆうちょ銀行			

●市税・保険料納期一覧表

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	全期 第1期			第2期					第3期		第4期	
市県民税 (普通徴収)			全期 第1期		第2期		第3期			第4期		
軽自動車税		定期										
国民健康保険料 (普通徴収)			全期 第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
介護保険料 (普通徴収)			全期 第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				全期 第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期

※納期限は月末です。12月のみ、26日が納期限となります。納期限が休日の時は、翌日が納期限となります。

※所得更生等による税・料の追徴については、納期以外の月にも発生することがあります。

納付書納付

納付書は、市役所各総合支所、阿東地域交流センター篠生分館・生雲分館・地福分館・嘉年分館、納付書記載の金融機関及びコンビニエンスストアで使うことができます。納付書を紛失した場合は再発行できますので、収納課管理担当までご連絡ください。

＊コンビニエンスストアでは365日24時間納付できますが、納付書使用期限を過ぎたものは取り

●口座振替の開始

ゆうちょ銀行以外の金融機関

⇒申込み月の翌月末の納期から

ゆうちょ銀行

⇒申込み月の翌々月末の納期から

◆1期・全期前納の引落しは、2ヶ月前までに手続きが必要です。

◆ご注意◆

引落し日は納期の末日1回です。残高不足等で引落しができなかった場合は、別途お送りする口座振替不能通知(納付書を兼ねています)で納付してください。

全期前納で口座振替ができなかった場合や、年度途中に全期前納の申し込みをされた場合は、翌年度から全期前納の引落としとなり、その年度は各期ごとに引落しされます。

死亡や世帯主変更により、納税(付)義務者に変更があった場合や、固定資産税の共有持分に変更があったときは、引落しが継続されませんので、再度口座振替の手続きが必要になります。

扱いできません(納付書使用期限を過ぎた場合でも、取扱金融機関窓口で使用できます)。

＊納付書で納付されてから入金確認できるまで10日程度かかります。納期限を過ぎて納付されると督促状が行き違いで届く場合がありますので、ご容赦ください。

問い合わせ先

収納課管理担当

☎ 083-934-2739

FAX 083-934-2668

スマートフォンアプリによる納付ができます

令和元年12月1日から、金融機関やコンビニエンスストアに行かなくとも、アプリを利用することにより、「いつでも」「どこでも」市税、保険料のお支払いが可能になります。

★対象税目

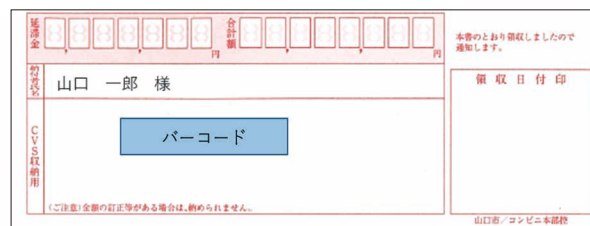
市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

★利用できるアプリ

「Pay B」 「LINE Pay」

利用方法

利用したい金融機関に対応したスマートフォンアプリをダウンロードします。氏名や口座情報を登録します。登録後、アプリのカメラで納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで登録した口座から納付できます。



※納付書にバーコードの表示がないもの、納付書使用期限を過ぎたもの、納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、金額を訂正したもの、破損や汚れによりバーコードが読み取れないものは、アプリでの納付はできません。

※アプリによる納付の場合は、領収書、軽自動車税納税証明書（継続検査用）は発行されません。必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

※軽自動車税納税証明書（継続検査用）については、納期限内に納付された方に限り、6月末に送付します。

税金・保険料の納付が難しいときはご相談を！

みんなを支える税金・保険料

市政を運営するための財源に、税金・保険料などがあります。これらの税金・保険料は、みなさんのための各種公共サービス・事業の推進・保険給付等に活用されています。



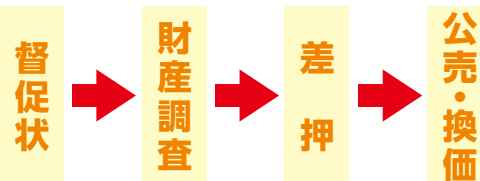
税金・保険料が納期限内に納付できないときはご相談を！

納付期限内に税金・保険料を納付されないと滞納処分を行います。滞納処分を受けると、財産の処分を禁じられるほか、社会的信用が損なわれる場合があります。期限内の納付が難しい場合は、必ず収納課にご連絡ください。現在の生活状況等をお聞きし、納付相談を行います。

滞納処分とは？

地方税法・国税徴収法等に定められている処分で、納付されていない方の財産を差し押え、財産の換価を行い、税金・保険料に充当する一連の手続きを「滞納処分」と言います。

滞納処分の流れ



「市税等コールセンター」から納付の呼び掛けをしています！

水・金曜日：午前9時から午後5時
月・火・木曜日：午後1時から午後8時
隔週日曜日（月2日以上）
：午前9時から午後5時

問い合わせ先

山口総合支所 収納課 ☎ 083-934-2740・2741・2917
FAX 083-934-2668

税金に関するお知らせ

市・県民税申告相談について

市・県民税申告会場で受付をする申告は、①所得税確定申告と、②市・県民税申告の2種類です。

①**所得税確定申告**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得を基準に所得税額を計算し、源泉徴収による過不足等の精算を行う手続きです。なお、申告の内容によっては、市・県民税申告会場では受付できない場合(23ページ参照)があります。

②**市・県民税申告**については、例年申告をされる方で今年も申告が必要と思われる方へ、市・県民税申告書を送付(1月下旬)しますが、申告書を送付していない方でも、申告が必要な場合がありますので、以下の注意点をご確認いただき、ご不明な点は市民税課市民税担当までお問い合わせください。⇒**市・県民税の内容**については、5～8ページをご参照ください。

◆期間・会場等

期間中、申告相談を行わない日がありますので、「各地域会場の申告相談日程(25～27ページ)」をご確認のうえ、お間違えのないようお越しください。

平日に来られない方のために休日の申告相談窓口を設けていますので、指定日をご確認のうえ、ご利用ください。

◆申告時に持参していただくもの

- 1 市・県民税申告書、収支内訳書(営業・農業・不動産等の所得のある方)(申告会場にもあります)
- 2 印鑑(認印可、朱肉を使うもの)
- 3 所得の計算に必要なもの
 - ・源泉徴収票(給与または公的年金)、各支払報告書、帳簿書類、領収書、営業・農業・不動産等の収入の必要経費となる租税公課(固定資産税、自動車税など)の額の分かるものなど
- 4 各種控除の計算に必要なもの
 - ・各種健康保険料・国民年金保険料・生命保

険料・地震保険料などの支払証明書、医療費等の明細書(該当の申告がある方のみ)

- ・被扶養者(配偶者または子など)の所得が分かるもの
- ・障害者手帳など

5 本人確認書類

- ・申告者本人が申告する場合は、個人番号(マイナンバーカード等)確認資料、身元確認資料
- ・同世帯の親族が申告者本人に代わり申告する場合は、代行者の身元確認資料と申告者本人の身元確認資料の写し
- ・代理人が申告する場合(※上記以外の場合)は、申告者本人の個人番号確認資料、代理人(窓口にいらっしゃる方)の身元確認資料、委任状(代理権の確認書類)

6 日本国外に居住する親族の扶養控除等に係る必要書類

- ・親族関係が分かる書類(外国語で作成されているものは翻訳文を添付)
- ・送金が分かる書類(金融機関の送金依頼書、クレジットカード利用明細書など)

◆市・県民税の申告をする必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方
- 3 公的年金・恩給の収入のみの方
注意 公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)の追加がある方は申告が必要です(6ページ参照)。
- 4 申告をする方または年末調整をされた方に扶養されている方(扶養している方が市外の場合を除く)
- 5 令和元年(平成31年)中にお亡くなりになられた方

注意 令和元年度の市・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人に継承されます。

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」が必要です

医療費にかかる領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書については自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示または提出する必要があります。なお、医療費控除の明細書の代わりに健康保険組合等が発行した「医療費通知」を添付することも出来ます(自己負担額が記載されたものに限りです)。

※医療費控除の明細書は、最寄りの総合支所、申告相談を行う地域交流センターに備え付けていますのでご利用ください。

書類の事前作成等にご協力ください

申告会場でお待たせする時間を少しでも短くするため、申告書や書類への記入・計算等の事前準備にご協力ください。

営業・農業・不動産等の「収支内訳書」を提出される方や医療費控除の申告をされる方については、事前に計算をされている方から優先的に受付をしますので、あらかじめご了承ください。

ご自身で申告書を作成できる方は、郵送による提出や各総合支所総合サービス課に設置する「提出箱」に投函されることをお勧めします。

● 郵送による提出

提出先:〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所 市民税課 市民税担当 宛

● 提出箱(各総合支所総合サービス課に設置)に投函

設置期間:2月17日(月)から3月16日(月)まで(平日8:30~17:00)

※総合サービス課では、申告内容等の相談には応じられませんので、ご了承ください。

※小郡総合支所については、申告相談会場へご提出ください。

※**郵送・投函される際は、以下の記入内容等・添付書類に漏れないことをご確認ください。**

- ・申告者の氏名、住所、生年月日、個人番号(マイナンバー)、連絡先(日中連絡が取れる電話番号)
- ・押印(認印可、朱肉を使うもの)
- ・マイナンバーカードの写し(両面)もしくは、通知カードの写しと身元確認書類(運転免許証、パスポートなど)の写し
- ・22ページに掲載している申告時持参物「3 所得の計算に必要なもの」および「4 各種控除の計算に必要なもの」

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な場合は、お手数ですが、返信用封筒(返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの)を同封してください。

問い合わせ先 市民税課市民税担当(山口総合支所1階) ☎083-934-2735 FAX 083-933-1083

所得税の確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン以外に、スマートフォンやタブレットを使用して、所得税の確定申告書を作成することができます。

また、ID・パスワード方式により、これまでより簡単に「e-Tax(電子申告)」での申告が可能になっています。

受付ができない確定申告があります

以下の内容の確定申告は、**市・県民税申告会場で受付ができません**ので、税務署でご相談ください。

※以下の内容以外でもお断りする場合がありますので、ご了承ください。

- ・土地建物や株式等の譲渡による所得がある方
- ・初めて「住宅借入金等特別控除」を申告される方
- ・青色申告をされる方
- ・過年分(平成30年分以前)の申告をされる方
- ・準確定申告(令和元年(平成31年)中に亡くなられた方の申告を相続人が行うもの)
- ・退職所得を申告される方

問い合わせ先 山口税務署 ☎083-922-1340

e-Tax や確定申告書の作成について
⇒国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



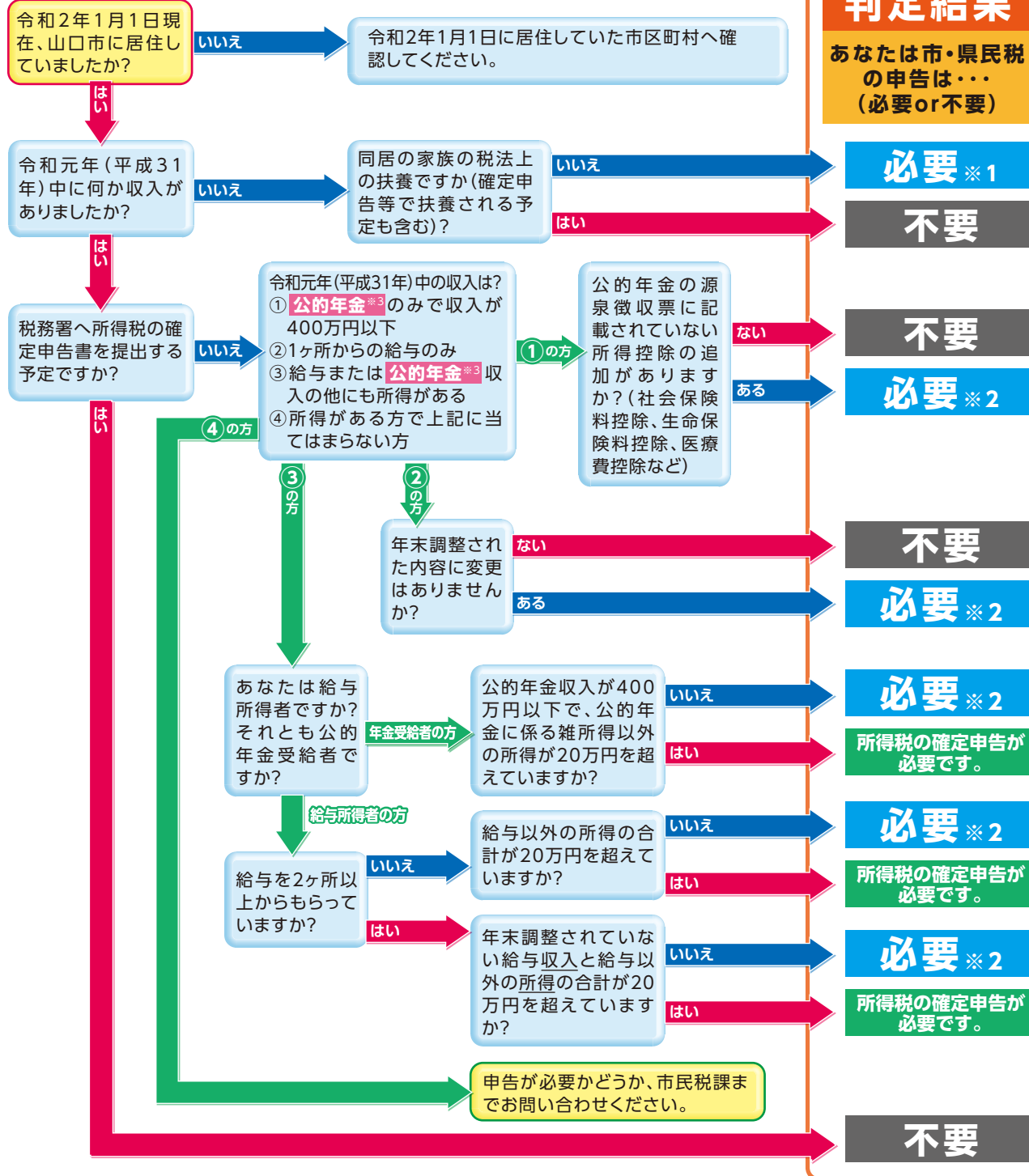
市・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう!

はい → いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

※この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。
内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
(市民税課市民税担当 ☎083-934-2735 FAX 083-933-1083)



スタート



判定結果

あなたは市・県民税の申告は・・・
(必要or不要)

必要※1

不要

不要

必要※2

不要

必要※2

必要※2

所得税の確定申告が必要です。

必要※2

所得税の確定申告が必要です。

必要※2

所得税の確定申告が必要です。

不要

必要※1 ... 収入がなかった方でも、所得・課税証明の発行や国民健康保険等の軽減判定の資料として必要なため、申告をお願いする場合があります (6ページ参照)。

必要※2 ... こちらに該当された方については、所得税の還付を受けるなど、確定申告をすることもできます。確定申告をされる場合は、市・県民税の申告は必要ありません。

公的年金※3 外国の法令に基づいて支払われる公的年金等で源泉徴収の対象とならないものについては、確定申告不要制度の適用はできません。

全体会場・各地域会場の申告相談日程

開催日ごとの対象地区は、窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。

●全体会場:山口総合支所2階 申告会場

開催日	会場	受付時間
2月3日(月)～3月16日(月)の平日	山口総合支所2階 申告会場	8:30～17:00
2月24日(月) 休日申告	山口総合支所1階 市民課カウンター前	9:30～16:00

●山口地域:地域交流センター等

開催日	会場	受付時間
2月3日(月)	吉敷 地域交流センター	9:30～16:00
	佐山 地域交流センター	
	宮野 地域交流センター	
2月4日(火)	嘉川 地域交流センター	
	大歳 地域交流センター	
2月5日(水)	平川 地域交流センター	
	小鯖 地域交流センター	
	仁保 地域交流センター	9:30～12:00
2月6日(木)	大内 地域交流センター	9:30～16:00
	二島 地域交流センター	
2月7日(金)	陶 地域交流センター	
	山口南総合センター 多目的ホール	
2月10日(月)	鑄銭司 地域交流センター	

ポイント ●ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税を行った場合、確定申告をしなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる特例制度があります。この特例の適用を受けるためには、以下の条件を全て満たすことが必要です。

- ①ふるさと納税制度の対象となる地方団体
- ②確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ③ふるさと納税を行ってワンストップ特例申請書を提出した自治体が5団体以下であること

なお、この特例の適用を受けた場合は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市・県民税を減額する形で控除が行われます。

●注意!

確定申告を行う方(医療費控除を受けるために申告をする場合など)や、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方は、ワンストップ特例申請書を提出した場合であっても、ふるさと納税についての控除を受けるためには、確定申告時にふるさと納税の寄附金控除をご自身で申告する必要があります。

●小郡地域

開催日	会場	受付時間
2月17日(月)～3月16日(月)の平日	小郡総合支所1階 第1会議室	8:30～16:00
3月1日(日) 休日申告		9:30～16:00

※小郡総合支所敷地内の工事のため、駐車場の確保が困難となることが予想されます。
御理解のほどよろしくお願いいたします。

●秋穂地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月12日(水)	大河内北、大河内南、天神町	大海総合センター	8:30～16:00
2月13日(木)	浜中、北条、中条		
2月14日(金)	井南、浜内、小浜、赤崎		
2月15日～2月17日	申告相談を行いません。		
2月18日(火)	中道、花香南、花香北、中津江	秋穂総合支所 第1会議室	8:30～16:00
2月19日(水)	上本町、本町、祇園町、西天田		
2月20日(木)	黒潟南、東天田、西青江、先青江		
2月21日(金)	日地、金山領		
2月24日(月)	休日申告 平日に来られない方		9:30～16:00
2月25日～3月1日	申告相談を行いません。		
3月2日(月)	中野	秋穂総合支所 第1会議室	8:30～16:00
3月3日(火)	下村、宮之旦		
3月4日(水)	屋戸、加茂、海岸通、東本町、黒潟北		
3月5日(木)	上記開催日に来られない方		

●阿知須地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月25日(火)	小古郷、前山、小山	阿知須地域交流センター 1階講座室	8:30～16:00
2月26日(水)	北祝、南祝、西祝		
2月27日(木)	東条、縄田		
2月28日(金)	中村、西条、寺河内、浜、二の宮		
3月1日(日)	休日申告 平日に来られない方		9:30～16:00
3月2日～3月8日	申告相談を行いません。		
3月9日(月)	砂郷、飛石、沖の原	阿知須地域交流センター 1階講座室	8:30～16:00
3月10日(火)			
3月11日(水)	岩倉、旦、浜表、赤迫		
3月12日(木)	井関、野口、杖川、河内、源河		
3月13日(金)	向井関、引野、仙在、青畑、 焼野、岡		

●徳地地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月6日(木)	上村、藤木	徳地地域交流センター 島地分館	9:30～16:00
2月7日(金)	島地、山畑		
2月10日(月)	鯖河内、串	徳地地域交流センター 串分館	
2月12日(水)	船路、引谷	徳地地域交流センター 八坂分館	
2月13日(木)	八坂、三谷		
2月14日(金)	柚木、野谷	徳地地域交流センター 柚野分館	
2月15日～2月24日 申告相談を行いません。			
2月25日(火)	堀	徳地山村開発センター	8:30～16:00
2月26日(水)			
2月27日(木)	深谷、小古祖、伊賀地、岸見		
2月28日(金)			
3月1日(日)	休日申告 平日に来られない方		9:30～16:00
3月2日～3月8日 申告相談を行いません。			
3月9日(月)	上記開催日に来られない方	徳地山村開発センター	8:30～16:00
3月10日(火)			

●阿東地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月10日(月)	嘉年上	嘉年基幹集落センター	9:30～16:00
2月12日(水)	嘉年下		
2月13日(木)	地福上	阿東老人福祉センター	
2月14日(金)	地福下		
2月17日(月)	徳佐上	阿東地域交流センター	8:30～16:00
2月18日(火)			
2月19日(水)	徳佐中(坂手、東畑、原山、上市東、 上市西、小南、貞行、丸山、平丸、 水戸)		
2月20日(木)	徳佐中(駅通、栄町、中市、下市、 上宇津根、下宇津根、片山、羽波)		
2月21日(金)	徳佐下		
2月24日(月)	休日申告 平日に来られない方		9:30～16:00
2月25日～3月1日	申告相談を行いません。		
3月2日(月)	生雲西分	阿東地域交流センター 生雲分館	9:30～16:00
3月3日(火)	生雲中		
3月4日(水)	生雲中、蔵目喜		
3月5日(木)	生雲東分	長門峡自然休養村管理 センター	
3月6日(金)	篠目		

問い合わせ先

市民税課市民税担当(山口総合支所1階) ☎083-934-2735 FAX083-933-1083

令和2年度(令和元年分※)市・県民税申告相談日程一覧

●印が
申告相談日

各会場や休日の相談日によって受付時間が異なりますので、25～27ページの日程表でお確かめください。

地域／会場／受付時間			2月																													3月															
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
山口 □	山口総合支所2階 申告会場 (2月24日は1階 市民課カウンター前)	8:30～17:00 (2月24日は 9:30～16:00)			●	●	●	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●		
	仁保地域交流センター	9:30～12:00					●																																								
	小鯖地域交流センター	9:30～16:00					●																																								
	大内地域交流センター							●																																							
	宮野地域交流センター				●																																										
	吉敷地域交流センター				●																																										
	平川地域交流センター						●																																								
	大歳地域交流センター					●																																									
	陶地域交流センター								●																																						
	鑄銭司地域交流センター											●																																			
	山口南総合センター																																														
	二島地域交流センター								●																																						
	嘉川地域交流センター					●																																									
	佐山地域交流センター				●																																										

地域／会場／受付時間			2月																													3月																		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月										
小郡	小郡総合支所1階 第1会議室	8:30～16:00 (3月1日は 9:30～16:00)																●	●	●	●	●				●	●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●			●						
	秋穂総合支所 第1会議室	8:30～16:00 (2月24日は 9:30～16:00)																	●	●	●	●			●						●	●	●	●																
秋穂	大海総合センター	8:30～16:00											●	●	●																																			
	阿知須地域交流センター 1階講座室	8:30～16:00 (3月1日は 9:30～16:00)																									●	●	●	●		●									●	●	●	●						
徳地	徳地山村開発センター	8:30～16:00 (3月1日は 9:30～16:00)																									●	●	●	●		●									●	●								
	徳地地域交流センター	島地分館	9:30～16:00					●	●																																									
串分館									●				●	●																																				
八坂分館													●	●																																				
徳地	柚野分館													●																																				
	阿東老人福祉センター	9:30～16:00																																																
長門峡自然休養村管理センター																																																		
嘉年基幹集落センター										●		●																																						
阿東地域交流センター 生雲分館																																																		
阿東	阿東地域交流センター	8:30～16:00 (2月24日は 9:30～16:00)																	●	●	●	●	●																											